

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	川崎重工業株式会社	コード	7012
提出日	2026/6/2	異動(予定)日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	辻村 英雄	社外取締役	○											△				訂正・変更	有
2	吉田 勝彦	社外取締役	○											△				訂正・変更	有
3	メラニー・ブロック	社外取締役	○											○					有
4	井野 勢津子	社外取締役	○											△				新任	有
5	津久井 進	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
6	天谷 知子	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
7	板垣 利明	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	辻村 英雄氏が過去に業務執行者であったサントリー食品インターナショナル(株)(現サントリービバレッジ&フード(株))(その重要な子会社を含む、以下同様。)は、当社グループと取引実績があります。しかし、過去5事業年度における平均取引額は、同社及び当社グループの過去5事業年度の平均売上高の1%未満であり、当社が定める「役員に関する独立性判断基準」を満たしていることから、同氏の独立性に問題は無く、独立役員として適任であると判断しております。	辻村 英雄氏は、サントリーホールディングス(株)専務取締役 知的財産部担当等を歴任し、豊富な経営経験に加え、商品開発、知的財産に関する高い見識を有しております。2020年より当社社外取締役として、業務執行から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定に際し、過去の経験を踏まえた経営全般に資する有用な意見・助言を行い、経営の健全性確保、企業価値向上に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会議長として、役員報酬制度や評価制度の改定、サクセッションプランに関する議論を行い、取締役会への答申にあたって、重要な職責を果たしております。これらの点を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
2	吉田 勝彦氏が過去に業務執行者であった花王(株)(その重要な子会社を含む、以下同様。)は、過去5事業年度において、当社グループと取引実績があります。しかし、過去5事業年度における平均取引額は、同社及び当社グループの過去5事業年度の平均売上高の1%未満であり、当社が定める「役員に関する独立性判断基準」を満たしていることから、同氏の独立性に問題は無く、独立役員として適任であると判断しております。	吉田 勝彦氏は、花王(株)代表取締役専務執行役員 コンシューマープロダクツ事業部門 統括等を歴任し、豊富な経営経験に加え、営業、マーケティングに関する高い見識を有しております。2022年より当社社外取締役として、業務執行から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定に際し、特にマーケティングに資する発言など、有用な意見・助言を行い、経営の健全性確保、企業価値向上に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会委員としての職責を果たしております。これらの点を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
3	メラニー・ブロック氏が現に業務執行者である(株)Melanie Brock Advisoryと当社は、豪州における水素動向等に関するコンサルティング契約を締結していますが、年間のコンサルタント料は1,000万円以内であり、当社が定める「役員に関する独立性判断基準」を満たしていることから、同氏の独立性に問題は無く、独立役員として適任であると判断しております。	メラニー・ブロック氏は、長年にわたり国際的なビジネス支援に携わり、豊富な国際経験とグローバル視点での事業戦略・マーケティングに関する高い見識を有しております。2023年より当社社外取締役として、業務執行から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定に際し、特に海外事業の展開に資する有用な意見・助言を行い、経営の健全性確保、企業価値向上に貢献しております。これらの点を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
4	井野 勢津子氏が過去に業務執行者であったアマゾンジャパン(同)(その重要な子会社を含む、以下同様。)は、当社グループと取引実績があります。しかし、過去5事業年度における平均取引額は、同社及び当社グループの過去5事業年度の平均取引高の1%未満であり、当社が定める「役員に関する独立性判断基準」を満たしていることから、同氏の独立性に問題は無く、独立役員として適任であると判断しております。	井野 勢津子氏は、サン マイクロシステムズジャパン(株)、SAP ジャパン(株)、アマゾンジャパン(同)、アシュリオンジャパン(株)でファイナンス部門の総責任者を歴任し、グローバル視点での財務・会計・IT分野に関する高い見識を有し、経理財務計画の立案・運営・管理、ファイナンス部門の経営管理の高度化を通して、各社のファイナンス部門の業務プロセスをグローバル水準にし、企業価値向上に貢献してきました。これらの点を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

5		津久井 進氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、兵庫県弁護士会会長等を歴任し、弁護士としての豊富な経験と法務に関する高い見識を有しております。2022年より当社監査等委員である社外取締役役に就任し、当社経営の重要事項の決定に際し、法務・コンプライアンスに資する有用な意見・助言を行い、経営の健全性確保、企業価値向上に貢献しております。これらの点を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
6		天谷 知子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、金融庁において総務企画局審議官、公認会計士・監査審査会事務局長、金融国際審議官等の要職を歴任し、金融監督・国際金融規制に関する高い見識を有しております。2024年より当社監査等委員である社外取締役役に就任し、当社経営の重要事項の決定に際し、財務・金融・コンプライアンスに資する有用な意見・助言を行い、経営の健全性確保、企業価値向上に貢献しております。これらの点を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
7		板垣 利明氏は、中外製薬(株)においてマーケティング企画部長、財務経理部長、IT統轄部門長、最高財務責任者を歴任し、マーケティング、財務経理、IT、デジタルに関する高い見識を有し、他社との連携やM&Aを通じた経営・財務戦略の構築、ITソリューションの推進で手腕を発揮してきました。また、執行役員や取締役として豊富な経営の経験もあります。これらの点を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。